

○近江八幡市農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定に関する取扱要綱

平成29年5月9日

告示第115—2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第6条に基づき策定した近江八幡市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、法第12条の規定に基づく農業経営改善計画（以下「改善計画」という。）及び法第14条の4の規定に基づく青年等就農計画（以下「就農計画」という。）の認定に関し法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 改善計画の認定の申請ができる者は、近江八幡市の区域内において農業を営み、又は営もうとする者のうち、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者とする。ただし、2つ以上の市町村の区域内において農業を営み、又は営もうとする者を除く。

2 就農計画の認定の申請ができる者は、近江八幡市の区域内において新たに農業を営もうとする者のうち、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 青年（18歳以上45歳未満の者。ただし、地域に担い手がない等やむを得ない事情があると認められる場合は、45歳以上50歳未満の者を含む。）

(2) 特定の知識及び技能を有する者（65歳未満の者）

(3) 前2号に掲げる者が役員の過半数を占める法人

(申請)

第3条 改善計画又は就農計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、農業経営改善計画認定申請書（別記様式第1号）又は青年等就農計画認定申請書（別記様式第2号）に必要な関係書類を添え、市長に提出しなければならない。

(審査会の構成及び運営)

第4条 市長は、前条の申請に係る審査をするため、近江八幡市農業経営改善計画及び青年等就農計画認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 滋賀県東近江農業農村振興事務所農産普及課

(2) グリーン近江農業協同組合

(3) 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金

(4) 近江八幡市農業委員会事務局

(5) 近江八幡市農業再生協議会事務局

(6) その他市長が必要と認める者

3 審査会の運営は、農業振興所管課において行う。

4 農業振興所管課は、審査会の会議を招集し、主宰する。

(認定の決定等)

第5条 市長は、第3条の規定による計画の認定の申請を受けた場合は、当該計画の内容について審査会又は意見徴収により審査し、適当と認めたときは、認定書を申請者に交付し、適当と認めなかったときは、その旨を申請者に通知するものとする。

2 認定の有効期間は、認定日から起算して5年間とする。ただし、既に農業経営を開始した青年等にあつては、農業経営を開始した日から起算して5年を経過する日までとする。

(基準)

第6条 前条の認定は、基本構想に照らして適切であり、かつ、おおむね目標達成される見込みがある計画であることのほか、各計画に応じ、次に掲げる基準を満たしていなければならない。ただし、市長がその地域の農業振興上認定することが特に必要であると認めたときは、この限りでない。

(1) 改善計画

ア 申請者の現状の年間農業所得、経営面積、農業労働力及び所有機械設備等から総合的に判断して、実現性が高いと見込まれる計画であること。

イ 生産調整等の地域農業に協力し、地域の理解を得るように努めた農業経営を行い、地域農業への取組についての確認書（別記様式第3号）を提出していること。

ウ 申請時の年齢が65歳以上である場合は、後継者の状況等の確認書（別記様式第4号）を提出していること。

エ 農業者年金のうち、経営移譲年金を受給していないこと。

（2） 就農計画

ア 申請者の技術、経営能力、農業労働力、事業及び資金計画等から総合的に判断して、実現性が高いと見込まれる計画であること。

イ これまでの研修経験等を踏まえ、計画の生産方式に係る農業技術を習得していること。

ウ 就農後の年間農業従事日数が150日以上であると見込まれること。

（異議申立て）

第7条 申請者、認定農業者又は認定新規就農者は、認定に対して異議がある場合は、市長に対して再審査を申し立てることができる。

2 市長は、異議申立てについて審査会の意見を聴取し、申請者、認定農業者又は認定新規就農者と誠実な信頼関係の下、対応に努めるものとする。

（計画変更）

第8条 認定農業者及び認定新規就農者は、認定後の計画に変更が生じる場合は、事前に市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、変更内容について審査会に諮り（農業用機械等の取得計画の変更等、軽微な変更は除く）、対応を検討するものとする。

（取消し）

第9条 市長は、認定農業者及び認定新規就農者が基準を満たしていないと判断したときは、その認定を取り消すことができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則（令和元年告示第 3 2 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則（令和 7 年告示第 1 0 6 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表 削除（令 7 告示 1 0 6 号）

年 月 日

○ 近江八幡市長 殿	申請者	住所			連絡先	
滋賀県知事 殿		フリガナ		フリガナ		
近畿農政局長 殿		個人・法人名		代表者氏名 (法人のみ)		
農林水産大臣 殿		生年月日、 法人設立年月日		法人番号		

農業經營改善計画

農 業 経 営 改 善 計 画																		
①農業経営体の営農活動の現状及び目標																		
(1) 営農類型																		
現 状						目 標 (年)												
☐ 稲作 ☐ 麦類作 ☐ 雑穀・いも類・豆類 ☐ 工芸農作物 ☐ 露地野菜						☐ 稲作 ☐ 麦類作 ☐ 雑穀・いも類・豆類 ☐ 工芸農作物 ☐ 露地野菜												
☐ 施設野菜 ☐ 果樹類 ☐ 花き・花木 ☐ その他の作物 ()						☐ 施設野菜 ☐ 果樹類 ☐ 花き・花木 ☐ その他の作物 ()												
☐ 酪 農 ☐ 肉用牛 ☐ 養 豚 ☐ 養 鶏 ☐ 養 蚕 ☐ その他の畜産 ()						☐ 酪 農 ☐ 肉用牛 ☐ 養 豚 ☐ 養 鶏 ☐ 養 蚕 ☐ その他の畜産 ()												
(2) 農業経営の現状及びその改善に関する目標																		
年間所得		現 状 万円		目 標 (年) 万円		年間労働時間		現 状 時間		目 標 (年) 時間		主たる従事者の人数		人				
主たる従事者1人当たりの年間所得		万円		万円		主たる従事者1人当たりの年間労働時間		時間		時間								
②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標																		
(1) 生産								(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業(売上上げ)										
作日・部門名 (耕・圃・播)		現 状		目 標 (年)		作日・部門名 (畜・飼・卵)		現 状		目 標 (年)		事 業 内 容			現 状		目 標 (年)	
		作付面積 (a)	生産量	作付面積 (a)	生産量			飼養頭数 (頭、羽)	生産量	飼養頭数 (頭、羽)	生産量						万 円	万 円
															万 円	万 円		
															万 円	万 円		
															万 円	万 円		
															万 円	万 円		

(3) 農用地及び農業生産施設						イ農業生産施設						
ア農用地						イ農業生産施設						
区 分	所在地		地 目	現 状 (a)	目 標 (年) (a)	種 別	所在地		規 模			
	都道府県名	市町村名					都道府県名	市町村名	現 状		目 標 (年)	
									棟	m	棟	m
所有地												
借入地												
その他												
経 営 面 積 合 計						経 営 面 積 合 計						
③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置						④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置						
⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置						⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置						

(1) 構成員・役員

[illegible]

別記様式第2号(第3条関係)

青年等就農計画認定申請書

年 月 日

近江八幡市長 宛

申請者住所
氏名又は名称
年 月 日 生(歳)
(法人設立年月日: 年 月 日)
(連絡先:)

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

青 年 等 就 農 計 画					
就農地		農業経営開始時期		年 月	
就農形態		☐新たに農業経営を開始 ☐親(三親等以内の親族を含む。以下同じ。)の経営とは別に新たな部門を開始 ☐親の農業経営を継承 ☐全体 ☐一部 継承する経営での従事期間 年 ヶ月			
目標とする営農類型					
将来の農業経営の構想		年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標			
		現状		目標 (年)	
		年間農業所得		千円	
		年間労働時間		時間	
農業経営の規模に関する目標	作目・部門名	現状		目標(年)	
		作付面積	生産量	作付面積	生産量
		飼養頭数		飼養頭数	
		a	kg	a	kg
		a	kg	a	kg
		a	kg	a	kg
		a	kg	a	kg
	経営面積合計	(a)		(a)	

農業経営の規模に関する目標	区分		地目	所在地 (市町名)	現状		目標 (年)	
	所有地							
	借入地							
	特定作業受託		作目	作業	現状		目標 (年)	
					作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量
	作業受託	作目	作業		現状		目標 (年)	
		単純計						
		換算後						
	農畜産物の加工・販売 その他の関連・附帯事業	事業名	内容		現状		目標 (年)	
生産方式に関する目標	機械・施設	機械・施設名			型式、性能、規模等及びその台数			
					現状		目標 (年)	
経営管理に関する目標								
農業従事の態様等に関する目標								

	事業内容 (施設の設置・ 機械の購入等)		規模・構造等		実施時期		事業費		資金名等	
					年 月		千円			
目標を達成するために必要な措置										
(参考) 経営の構成	氏名 (法人経営にあっては 役員の氏名)		年齢	代表者との続柄 (法人経営にあっては 役職)	現状		見通し			
					担当業務	年間農業従事日数(日)	担当業務	年間農業従事日数(日)		
雇用者	常時雇(年間)			実人数	現状	人	見通し	人		
	臨時雇(年間)			実人数	現状	人	見通し	人		
				実人数	現状	人	見通し	人		

○農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員(同号に掲げる者に限る。)が有する知識及び技能に関する事項

	経歴
職務内容	
勤務機関名	
在職期間	年 月 ～ 年 月
上記の住所	
退職年月日	年 月 日
資格等	
農業経営に活用できる知識及び技能の内容	

注：法人の場合は、役員(農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者に限る。)ごとに作成すること。

技能・ 知識の 習得状 況	研修先の名称		所在地	専攻・営農部門
	研修期間	年 月 ～ 年 月		
	研修内容等			
	活用した補助金等			

注：研修カリキュラム等を添付すること。

法人の場合は、役員(農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者に限る。)ごとに作成すること。

(参考)	認定市町名	認定年月日	備 考
他市町の認定 状況			

別記様式第3号（第3条関係）

農業経営改善計画 ・ 青年等就農計画
の認定に係る個人情報の取扱いについて

以下の個人情報の取扱いについて熟読いただき、その内容に同意する場合は、「個人情報の取扱いの確認」欄に記名してください。

市は、農業経営改善計画又は青年等就農計画（以下「経営改善計画等」という。）の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理し、本認定業務の実施のために利用します。

また、市は、本認定業務のほか、人・農地プランの作成・見直し、地域計画の（個人）策定・見直し、農業委員会の委員の任命、農業協同組合の理事等の選任その他の経営改善等に資する取組に活用するため、必要最小限度内で、以下の関係機関へ提供する場合があります。

このほか、経営改善計画等の実施状況、専門家からの助言等の内容についても、指導等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。

提供する個人情報等の内容	①認定農業者（個人）又は認定新規就農者（個人）の氏名、年齢、住所及び性別、②認定農業者（法人）又は認定新規就農者（法人）の代表者及び役員の氏名、年齢及び性別、③経営改善計画等の認定の有効期間、④経営改善計画等の内容、⑤経営改善計画等の実施状況、専門家からの助言等の内容 等
個人情報等を提供する関係機関	国、都道府県、市町村、地域農業再生協議会、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農業協同組合連合会、農業協同組合、土地改良区、農地利用改善団体、農地中間管理機構、普及指導センター、青年農業者等育成センター、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農業者年金基金、農業経営相談所 等

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日
氏名（名称・代表者名）

別記様式第4号（第6条関係）

地域農業への取組についての確認書

私は、認定農業者として、又は地域農業の担い手として、近江八幡市農業再生協議会水田収益力強化ビジョンの示す方針に従い、地域農業に協力し、地域の理解を得るよう努めた農業経営を行います。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

_____ について、地域農業に協力し、地域の理解を得るよう
に努めた農業経営を行われることを確認しました。

年 月 日

_____ 農事改良（農業）組合長

氏 名 _____ 印 _____

別記様式第5号(第6条関係)

後継者の状況等の確認書
(申請時年齢が65歳以上の場合のみ提出)

《①申請者》 住 所 _____ 氏 名 _____			
《②後継者の有無》 (後継者の有無) 有 ・ 無 「有」の場合⇒③へ 「無」の場合⇒④へ			
《③後継者の承諾》 _____が農業経営できなくなった場合、私が経営移譲を受け農業経営を行います。また、農業経営改善計画については、私の名前で速やかに認定申請を行います。 年 月 日 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> 住 所 _____ 氏 名 _____ 印 _____ </td> <td style="width: 50%; border: none;"> 年齢 _____ 歳 申請者との続柄 _____ </td> </tr> </table>		住 所 _____ 氏 名 _____ 印 _____	年齢 _____ 歳 申請者との続柄 _____
住 所 _____ 氏 名 _____ 印 _____	年齢 _____ 歳 申請者との続柄 _____		
《④集落営農組織等への委託》 ※③で後継者の承諾を得られた場合記載不要 年 月 日 氏 名 _____ 印 _____ 私が農業経営できなくなった場合、農地の管理を下記の方に委託します。 ----- 上記の方が農業経営できなくなった場合、できる限り農地の管理を受託します。 年 月 日 組 織 名 _____ 代表者氏名 _____ 印 _____			

※③または④の記載がない場合、認定申請はできません。

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

（令7告示106・一部改正）

別記様式第 2 号（第 3 条関係）

（令7告示106・一部改正）

別記様式第 3 号（第 3 条関係）

（令7告示106・追加）

別記様式第 4 号（第 6 条関係）

（令7告示106・一部改正）

別記様式第 4 号（第 6 条関係）

（令7告示106・一部改正）